障害者基本計画の推進状況(抜粋)

~ 平成22年度~

※ 障害者基本法

第 1 6 条 (教 育)

第 2 5 条 (文 化 的 諸 条 件 の 整 備 等)

関連

分 野 別 施 策	関係省庁		推	進	状	況	
1 啓発・広報							
1 啓発・広報 ② 福祉教育等の推進 4 交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。		〇 尊 「 ※ す る 科 じ	進託(() () () () () () () () () (でない りょう りょう では でいます いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	本し の度 と共 実 月導 で研 成 108と共 実 月導 で研 成 108と で 生 を 高例 る 立協 年人年人 徒費 の は で で で は で で で は で で で で で で で で で で	(平成18年度) 923校 域 学」 め 法を 同 と作 交・ 人実 で 及布 び 殊 年人 が。 共 教 度 と で な に の 成 86 の 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の	(平成19年度) 1,171校 や人 で

		関係省庁	推進状況
2 生活支援			
⑤ スポーツ、文化芸術活動の振興	48 障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び 指導員等の確保を図る。		○ 各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定(平成17年度まで)。 ○ 文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう促しており、各博物館や美術館においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。(平成18年度まで)
		厚生労働省	○ 都道府県等が実施するスポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。○ (公財)日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。
			○ 障害者スポーツ指導員の認定
	49 文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。	文部科学省	○ 文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会 ・ 障害者割引の導入や字幕表示など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 客席内・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 (2) 独立行政法人国立文化財機構 ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ エレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備 ・ 点字による案内パンフレットを配布。(東京国立博物館) ・ ボランティアを対象とする車椅子研修(年1回)の実施。(東京国立博物館) ・ 障害者のための観覧日の設置。(東京国立博物館、九州国立博物館) ・ 障害者のための観覧日の設置。(東京国立博物館、九州国立博物館(平成21年度~) ・ 手話通訳つきガイドツアー(たてもの散歩・月1回ほか)を実施。(東京国立博物館) ・ 視覚障害者用誘導ブロック設置(九州国立博物館)(平成17年度~) ・ 生涯学習ボランティアのなかにバリアフリー班を組織し、車椅子利用者、視聴覚障害者等への対応研修を開始(東京国立博物館)(平成22年度~) ・ 視覚障碍者対応のため筆談用ボードの使用を開始(東京国立博物館、九州国立博物館)(平成22年度~)

分 野 別	」 施 策	関係省庁	推進状況
			 パリアフリー情報をまとめたバリアフリーマップを作成し、ホームページでの掲載を開始(東京国立博物館)(平成22年度~) 視覚障害者への研究員・ボランティア等による展示解説・館内案内・体験用資料を活用した展示観覧支援の実施(九州国立博物館)(平成22年度~) 聴覚障害者対応のための土日を中心とした手話通話ボランティアの館内活動(九州国立博物館)(平成22年度~) ボランティアによる車椅子等の利用者へのサポート(九州国立博物館)(平成22年度~) 3次元プリンターの出力による文化財の複製品を用いた、触れることにより視覚障害者の作品の理解を助けるハンズオンのプログラムづくり(九州国立博物館)(平成22年度~) (3)独立行政法人国立美術館 所蔵作品展・企画展・上映会(一部共催を除く)における障害者及び介護者(原則1名)の入場料無料。展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。(国立西洋美術館)ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。(国立西洋美術館)ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。(国立西洋美術館)カストメイト対応トイレを設置。(東京国立近代美術館) 講堂に磁気ループ(誘導コイル)システムを設置し、対応補助器の使用が可能。(国立新美術館)カストメイト対応トイレを設置。(東京国立近代美術館)
	大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるととも 各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を		からの申請に応じ、字幕作成にかかる経費等を助成対象に含めている。 ○ 民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。 ○ 高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入し、また、特別支援学校の生徒作品の展示会、ワークショップや生徒が出演するコンサートを開催するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。 ○ 第10回全国障害者スポーツ大会を開催。(平成22年10月23日~25日・千葉県) ○ 平成22年度に開催された競技会(「ジャパンパラリンピック」など)等に対し、「社会福祉振興助成事業」より助成。 ○ 障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図るとともに、障害者への理解を促進するため、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する都道府県において、障害者芸術・文化祭を開催。(第10回:平成22年12月10日~12日・徳島県で開催)
	『者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障		○ 厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。 ○ (財)日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツ全国会議を開催。
		厚生労働省	〇 第10回全国障害者スポーツ大会(千葉県)にて、精神障害者競技としてバレーボールを実施。

	分野	別	施	策		関係省庁	推進状況
4 教育・育成							
① 一貫した相談支援体制		-人一人の=	一ズに対応	して適切な支援を行		文部科学省	 ○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで) ○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度) ○ 平成15年度から実施されている「特別支援教育体制推進事業(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業)」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。 ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(幼・小・中:平成19年度~、高:平成20年度~) ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度~)
	後の自立や社 進められてき	会参加に向いた教育・療育 た教育・療育 者に対する乳	ナた適切な支 育施策を活用 L幼児期から	性を踏まえた早期対 援の必要性にかんが しつつ、障害のある・ 学校卒業後まで一貫	iみ、これまで 子どもやそれ		 ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度~平成15年度) ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月策定。 ○ 平成17年度より、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業)」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。 ○ 平成19年度より、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。(平成21年度まで) ○ 平成19年度より、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。 ○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施(平成18年9月まで)。
							助寺の提供を統括的に美施する障害児(者)地域猴育寺文援事業を美施(平成18年9月まで)。 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) 箇所数 536か所 578か所 656か所

分 野 別 施 策	関係省庁	推進状況
		〇 平成18年10月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。
		〇 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。
		(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 箇所数 19か所 23か所 37か所 52か所 61か所 (平成20年度) (平成21年度) 62か所 64か所
		〇 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。
		○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施(平成20年度~)。 ○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。
84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。	文部科学省	〇 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)
		〇 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう 「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や 盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)
	厚生労働省	〇 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。
		〇 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネージメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた。(平成16年度)
85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	文部科学省	〇 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで)
		〇 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。

分 野 別 施 策	関係省庁	推進状況
② 専門機関の機能の充実 86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機 と多様化 の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこた		〇精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。
る地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を る。		 ○中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した(平成19年4月1日より施行)。 この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能(センター的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。 ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで) ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。 ○ 平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中
	厚生労働省	学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。 〇 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施(平成18年9月まで)。
		(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) 箇所数 536か所 578か所 656か所
		〇 平成18年10月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。
87 盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や 導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害 のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。		 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」における提言等を踏まえて、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した(平成19年4月1日より施行)。 この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能(センター的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。 〇 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	関係省庁	推進状況
		 一 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「障害のある子どものための地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。 一 特別支援学校の学習指導要領等において、特別支援学校は小・中学校等に在籍する児童生徒やその教育を担当する教師等に対して助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすよう努めることを規定。(平成20年度~)
③ 指導力の向上と研究の 推進	文部科学省	 ○ 障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業)」を47都道府県で実施。 ○ 「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の外部の専門家を活用した指導体制の構築等についての実践研究を10都府県に委嘱して実施。(平成15年度まで) ○ 「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」において、理学療法士等の外部専門家を活用した指導方法等の改善について実践研究を12県市に委託して実施。(平成21年度まで) ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、L D、A D H D、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「発達障害教育指導者研究協議会」「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」等の専門的な研修を実施。 ○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。(平成18年度~) ○ 免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を14都府県に委嘱。(平成15年度まで) ○ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。
91 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。	文部科学省	○ 教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。(平成16年7月~) ○ 独立行政法人国立特別支援育総合研究所(平成19年3月まで独立行政法人国立特殊教育総合研究所。以下同じ。)において、主たる研究として、以下を実施。 ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的研究ー自立活動を中心に一」(平成12年度~平成15年度)・「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」(平成13年度~平成15年度)・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」(平成13年度~平成15年度)・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」(平成13年度~平成15年度)・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究ー弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について一」(平成14年度~平成15年度)・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究ー知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に一」(平成15年度~平成17年度)・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15~平成17年度)・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」(平成15年度~平成17年度)

	分	野	別	施	策	関係省庁	推 進 状 況
							・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際的研究(平成16年度) ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」(平成16年度~平成18年度) ・「個別の教育支援計画』の策定に関する実際的研究」(平成16年度~平成17年度) ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実践的研究」(平成16年度~平成18年度) ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際的研究(平成16年度~平成19年度) ・交流及び共同学習に関する実際的研究(平成16年度~平成19年度) ・交流及び共同学習に関する実際的研究(平成17年度~平成19年度) ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究(平成18年度~平成19年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
							 ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Webサイト上での公開を行うとともに、特別支援教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。(「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。(平成17年度まで)) ・国立特別支援教育総合研究所セミナーを2回開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。 〇 平成20年度より「発達障害教育情報センター」において、インターネットを通じて同研究所における発達障害に関する研究成果を配信。
の促進	医療、労働	等の幅広	い観点か	ら適切な	的自立を促進するため、教育、福祉、 文援を行う個別の支援計画の策定な に応じた支援体制を構築する。		〇 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)

分	野別施策	関係省庁	推進状況
			〇 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)
			〇 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)
			〇 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(幼・小・中:平成19年度~、高:平成20年度~)
			〇 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで)
における支援 害児(者)に 日常生活動作	教育及び高等教育への就学を支援するたの一層の充実を図るとともに、在宅で生対し、適切な医学的リハビリテーション等にかかわる療育を行うほか、保護者等を図るための支援を行う。	三活する重症 心身障 いや療育 を提供し、	〇 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)
			〇 中・高等学校の学習指導要領において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(中:平成19年度~、高:平成20年度~)
			〇 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成する ことを規定。(平成20年度~)
		厚生労働省	台 〇 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児(者)通園事業を実施。
			(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) 箇所数 204か所 229か所 245か所 263か所 276か所 (平成20年度) (平成21年度) 276か所 286か所
	ける学校卒業後の学習機会の充実のため と連携して生涯学習を支援する機関として		省 O 我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。
			(平成15年度第1学期) (平成16年度第1学期) (平成17年度第1学期) 学部生 502人(全学生の0.58%) 435人(全学生の0.50%) 445人(全学生の0.51%) 大学院生 25人(全学生の0.20%) 32人(全学生の0.41%) 30人(全学生の0.40%) (平成18年度第1学期) (平成19年度第1学期) (平成20年度第1学期) 449人(全学生の0.53%) 448人(全学生の0.55%) 449人(全学生の0.58%) 49人(全学生の0.69%) 31人(全学生の0.50%) 30人(全学生の0.50%)

	分 野 別 施 策	関係省庁 推 進 状 況
		(平成21年度第1学期) (平成22年度第1学期) 520人(全学生の0.69%) 501人(全学生の0.65%) 31人(全学生の0.55%) 55人(全学生の0.98%) ○ 障害者に対する配慮として、放送大学において、 ・学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化。(エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など) 富富素銀の制作、サブ
		 ・字幕番組の制作、放送。 ・単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題。 ・大学院(修士全科生)の入学者選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施。 ・保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目の開設。 ・視覚障害者に対する就学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータの提供等を実施。 ・面接授業において障害の状態に合わせ、適切な座席の確保。
⑤ 施設のバリアフリー化 の促進	95 教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。	文部科学省 O 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成15年4月)に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。
		〇 「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成16年3月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都 道府県教育委員会等に対して周知。
		 ○ 具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成17年3月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。 ○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行(平成18年12月)に伴い、盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。
		〇 学校施設のバリアフリー化に積極的に取り組んでいる地方公共団体の活動状況を紹介した「学校施設のバリア フリー化整備計画策定に関する実践事例集」を平成19年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して周知。
		〇 特別支援教育を推進するため、「特別支援学校施設整備指針」を平成19年7月に策定するとともに、小学校施設整備指針等の特別支援教育関連規定の一部改訂を行い、各都道府県教育委員会等に対して周知。
		〇 特別支援学校や小・中学校等の施設整備事例を紹介した「特別支援教育推進のための学校づくりを目指して〜 特別支援教育を推進するための施設整備事例集〜」を平成20年6月に作成し、各都道府県教育委員会等に対して 周知。
		〇 特別支援学校の学習指導要領等の改訂などに伴い、「特別支援学校施設整備指針」を平成23年3月に改訂し、各 都道府県教育委員会等に対して周知。
		〇 学校施設のバリアフリー化に係る指 針や事例集について、研修会等を通じて普及啓発活動を実施。
		〇 学校施設のバリアフリー化に係る取組みについて、スロープ、障害者用トイレ、エレベータ等の整備について 国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援。

分野	別	施	策		関係省庁				推	進		状	況			
				環境を整える観点か は備等の整備を推進	文部科学省	〇 特別: 学級) 等	(平 整備数 支援学校(等において	成15年度) 20か所 平成18年度	(平成1 までは盲・ ⁵ _{ンた教育を9}	6年度) 9か所 聾・養護学 ミ施する上・	(平成 ⁾ 校)又は [。] で必要とす	17年度) 9か所 小・中学	ハ施設・整備の 交の特別支援≒ を整備するため	学級(平成1	8年度までは	:特殊

分 野 別 施 策	関係省庁	推進状況
5 雇用・就業		
① 障害者の雇用の 場の拡大 ア 障害者雇用率 制度を柱とした施 策の推進	文部科学省	〇 毎年度送付している「教員採用等の改善に係る取組事例」の通知にて、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、教員 採用選考における身体に障害のある者に配慮し、障害者の採用拡大に向けて取組を進めるよう依頼。
② 総合的な支援施 策の推進		
ア 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進	文部科学省	 ○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで) ○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)
		 ○ 平成15年度から、障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉・労働等の関係機関の連携による支援体制の構築や「個別の教育支援計画」の策定の促進等を行う「特別支援教育体制推進事業(平成22年度より「特別支援教育総合推進事業」)」を47都道府県で実施。(「個別の教育支援計画」の策定の促進は、平成16年度から実施。) ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(幼・
		小・中:平成19年度~、高:平成20年度~) 〇 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度~)
	厚生労働省	〇 特別支援学校(平成19年3月までは盲·聾·養護学校)生徒に対する支援については、特別支援学校と連携し、高 齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハ ローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての特別支援学校への情報提供・あっせんの実施、卒業後の 職場 定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機関と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通 知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・聾・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道 府県労働局に発出。
		〇 福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学校に対し、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労支援基盤整備事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を実施。

分野別施策	関係省庁 推 進 状 況
127 盲・聾・養護学校卒業生の企業への雇用を進めるため、労働機関福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人一人の将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後を通じた適切な支援を行う。	別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。(平成15年度まで)
128 また、障害者が、就業を行う上で必要な各種の資格の取得において 不利にならないよう、高等教育機関等の試験等で必要な配慮を進める。	原生労働省 「学生労働省 「学生労働省 「学生労働省 「特別支援学校(平成19年3月までは盲・強・養護学校)生徒については、特別支援学校と連携し、地域障害者職業セングーによる職業評価等、特別支援学校における進路相談・指導へのハローワークの参加、現場実習先の開拓に当たっての4別支援学校への情報提供・あっせん、卒業後の職場定着指導を実施。平成15年4月には「公共職業安定所等労働関係機能と養護学校等との一層の連携を図る」旨の通知を都道府県労働局に発出。 平成17年4月には「盲・壁・養護学校における個別教育支援計画」の策定等に係る協力についての通知を各都道 府場労働局に発出。 「一位、企業を関係を図る」を図る。 「福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉の一層の連携強化を図るため、福祉施設及び特別支援学 校、対し、一般雇用や雇用支援対策に関する理解の促進や就労支援の取組みの強化を働きかける「障害者就労 支援 基盤整事業」を実施するとともに、ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の 準備段階から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を実施。 「「一本の、「一本の、「「一本の、「一本の、「一本の、「一本の、「一本の、「一本

分	野	別	施	策		関係省庁		推	進	状	況		
							①試験等を受ける際の申し込み ②試験会場、校舎等のバリアス ③試験問題の拡大文字、点字、 ④試験会場への手話通訳者、程 ⑤試験時間の延長 ⑥実技試験における福祉用具等 ⑦その他(座席位置の配慮、別	かに必要な書 フリー化 読み上げ等 多動介助者等 等の補助的手	の配慮 の配置 段の活用	(平成16年度) 3制度 5制度 23制度 22制度 21制度 19制度 23制度	(平成17年度) 3制度 6制度 24制度 23制度 22制度 20制度 24制度	(平成18年度) 3制度 6制度 24制度 23制度 22制度 20制度 24制度	3制度 7制度 24制度 23制度 22制度 21制度 31制度
							○ 司法試験においては、試験の公司 を公正に対してめに必要解答。 で一タ又は点字による問題、解答。 時間の延長等を、肢体障害者認める。 司法書士試験、土地家屋第者と 験を受けることに関ルび能力のは、 と同一の条件で知識と同りで知識と同りで と同一の条件で知識とは、 と同一の条件でいる。具体に と同一の集がでいる。 と同一のはにとして を は、 と同一のはにとして を を と同一のは と同一のは と に と に を と に と に と に と に と に と に と に と	囲をする 試比無弱て おから はいない ない いいい ない ない いいい でんい ない でんい でんい でんし でんし でんし でんし でんし でんし でんし でんし でんし しょう はい	は当てを まずきる て答い 理ヤると	。 具体的には の 作 り が 成 が ま が 観 が る。 お が 観 が る。 お た る の た た る 。 た た る 。 た る た う た る た う た る た る た る た る た る た る	視覚障害者に フープロのパン なにはいいでは常ず、 をにその問題 を用、問題	対する措置と 開、コン (ワープ そのの実ッ 有質の を のの のの のの のの のの のの のの のの のの	して、パソコン用電子 答案用紙の拡大、試験 口)の使用、答案用紙 識及び能力について試 平を図りつつ、健常者 うために必要な範囲で 大、試験時間の延長等
					7	文部科学省	○ 教育・養成 ・従来から各国公私立大学等に対し その能力・適性等に応じた学部 じ、点字による出題、試験時間 めている。 ・それらの趣旨を踏まえて、きるとの。 を踏まえてできる。 に講じた ・障害を有する学生が、円滑な学生 ① 国立立大学につい接。 ② 私立大学についても、『るため補助。	等への進学の 、試験場の 入試センイス センイス センター と生活を学習し	か機等・試にに る や会障 やるい う いずい がっぱい かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かん	ばげる観点人に対する 大学の個別、大学のの 大学ののでは、 大学ののでは、 大学のでは、 大学のでは、 大学のでは、 大学のできまする。 大学のできまする。 大学のできまする。 大学のできまする。 はいままする。 はいまままする。 はいまままする。 はいまままする。 はいままままする。 はいままままます。 はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	受験の機会を対している。 一般の特別では、対象をはいては、はいいでは、対象をはいいでは、はいいでは、対象をはいいでは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	を確保するを 特別が相談、代る は下の事項に の整備やエレ	障害の種類・程度に応ることなどの配慮を求字・拡大文字による出解答などの特別な措置験生に配慮した受験もついて措置。 ベーター、スロープ等

	分	野	別	施	策	関係省庁	推 進
6 保健・医療							
① 障害の原因とる疾病等の予防治療					査等の適切な実施 の充実を図る。		 ○ 地域保健法の規定に基づき策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、地域保健対策の 総合的な推進のため、地域保健と産業保健が連携を図り、健康教育や健康相談及び施設などに関する情報を共有す るとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること等により、保健事業の提供機会を充実。 ○ 職域においては、労働安全衛生法に基づき、事業者が定期健康診断を労働者に実施するとともに、50人以上の事 業場では産業医の選任により、50人未満の事業場では健康管理に必要な医学知識を有する医師による健康管理及び 地域産業保健センター等の活用により健康相談、指導等を実施し、これらを通じて労働者の健康確保を推進。 ○ 就学予定者の適正な就学を図るため、学校保健安全法に基づき、就学時の健康診断を実施することによって、就学予定者の心身の状況を適切に把握。また、毎学年定期に、学校保健安全法に基づき、学校において健康診断を実施。